

<論 説>

ビジネス・コンビネーション会計

—アメリカにおける会計原則形成運動と関連させて—

加 藤 利 安

一 はじめに—問題の設定

周知の通り1957年12月、アメリカ公認会計士協会(The American Institute of Certified Public Accountants—以下AICPAと略称する。)のジェニングス会長が会計原則樹立のための包括的で基礎的な会計研究組織設置の提案を行い、それが評議会で承認され、従来の会計手続委員会(Committee on Accounting Procedure—以下CAPと略称する。)並びに用語委員会に替って一層大きな調査研究部が設置され、会計原則審議会(Accounting Principle Board—以下APBと略称する。)が、その調査研究部の研究成果を尊重しつつ「一般に認められた会計原則」(Generally Accepted Accounting Principles—以下GAAPと略称する。)を意見書(Opinion)の形で公表するという方式が採用された。この意見書はAPB構成メンバーの3分の2の賛成によって、AICPAの公式見解となり会員を拘束するものであった。

このようにAPBは60年代のアメリカにおける会計原則・基準の設定主体としてGAAPの発展を荷なう中心的な存在として設置されたのである。また、APBはGAAPの展開にあたって、その信頼性を強権的な規定に求めたのではなくあくまでも、会員のコンセンサスを得るべく「説得」(persuasion)に置いたことにその特徴をもっていたのである。

そしてこの目的を達成する上から、周知の通り、会計公準・会計原則並びに会計原則の具体的な適用形態である会計規則という一つの演繹的な概念構

造を構築することを企図したのである。また、APBは従来のCAPが22名で構成されていたのに対して、18名のメンバーで構成し、特に巨大な会計事務所（通常、ビッグエイトと呼ばれている。）の会計方針をAPBの決定に従わせることも企図していたのである。これらの事柄は58年のAICPAの研究計画特別委員会の報告書で明らかにされている⁽¹⁾。

APBはおよそ13年間、59年—72年までの間機能し、活動し続けた。ところが、72年にはCAPが廃棄されたのと実質的には同じ理由で廃棄され、会計原則・基準設定の主体はAPBから財務会計基準審議会（Financial Accounting Standard Board—以下FASBと略称する。）へ移行する。したがってAPBの活躍した舞台は60年代であった。

まず、初期の研究計画特別委員会報告を受けて、60年7月にムーニッツ(M. Moonitz)がAPBの最初の調査研究部の部長に就任する。そして周知の通り、61年に「基本的会計公準」(Basic Postulate of Accounting)が会計調査研究書第1号(Accounting Research Study No. 1—以下ARS No. 1と略称する。)として公表され、多層的な会計公準を展開したことが高く評価されている。引続いて62年にARS No. 3「会計原則試案」(A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprise)がムーニッツとスプローズ(R.T. Sprouse)の共著で公準の上に展開されたが、そこで勧告した会計原則の幾らかなものは当時の認められている実務と著しい差異があるものとして、激しい論争を提供することになったのである。これらの研究書に従ってAPBが意見書を公表するかどうかの論争も展開され、結局最終的にはAICPAの「実質的で権威ある支持」を得られることなく、この研究書は、調査研究部長の責任と権限の下で公刊されたのである。このように、実務の基礎に横たわるあるいは要請される一般命題から演繹的に構築する一つの概念構造をもって会計実務の改善を行うことが数多くの人達によって期待されたにも拘らず、ARS No. 1とNo. 3はAICPAの公式的見解とはならなかったのである。特に、ビッグエイトの代表者は現行の実務の改革には驚くほど反対の意を表明したようである。これら研究書は実務で実際にテストされることなくまた、

将来の個別研究の基礎として公式上認められることなく、「実行するには余りにも急進的すぎる」という理由で AICPA の公式見解から除外されたのである。

このような出来事から 3 年後グラデイ (P. Grady) によって ARS No. 7 (Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises) が公表されるが、これは題名が示すように、当時最も良いと考えられた伝統的な実務を棚卸し、編集したものであった。

グラデイの後、会計調査部長になったストウレイ (R.K. Storey) でさえ一般的命題を取扱うことをせず、その後会計調査部は特殊な問題領域を取扱う方向へと転換して行くのである。

以上のような APB 設定の初期の経緯、即ち、研究計画特別委員会の報告から ARS No. 1 と No. 3 の会計公準並びに会計原則の研究成果、それに対する AICPA の反応、その後における会計の全体構造(概念構造ないしは一般理論)を形成する方向からの離脱、特殊的で個別的な問題領域の調査研究(概念的・包括的アプローチから問題別・個別的アプローチ)への推移が、CAP の場合と比較して GAAP を展開するための一層よい組織とは云いがたいとの批判、調査研究部は十分な調査研究を行うにはスタッフが少なすぎるとの指摘等々が 70 年代における APB の解体を予告するのである。しかし、これらの理由は表面的な事柄に過ぎない。もっと基本的なところ、即ち当時の経済的、社会的な諸側面に真の原因はあったのではないか。本稿はビジネス・コンビネーション会計技法を取上げ、当時におけるその制度的運用の特徴と経済的基礎との作用・反作用の関係を把握、さらに 60 年代の会計原則・基準形成運動にあって真の会計原則設定主体はどこにあったのか、また何故に APB はその地位を FASB に譲ったのか等々の疑問について若干の検討を加えるものである⁽²⁾。

注(1) Report of the Special Committee on Research Program, Journal of Accountancy, August, 1958. pp. 62-63.

- (2) 本稿は拙稿：「会計統制の方式の考察」，（駒大『経済学論集』第11巻第3・4号）の第4節に結合するものである。

二 合併運動に影響した制度的誘因

まず、チャトフは60年代の合併運動と会計との関連性を次のように眺めている。

コングロマリット合併運動の後、APBに替って72年—73年にかけてFASBが設置された。60年代の合併熱の基幹となった一定の会計技法，その乱用に対して，その終止符を打つための積極的な行為をとる際，その能力の限界をAICPAとSECとの調整方式は露呈した。合併運動は一つの主要な経済的，金融的投機活動であり，アメリカ合衆国の産業上の支配構造にとって重要な意味をもち，またそれが，アメリカ合衆国における会社財務報告のための会計基準の在り方に影響を及ぼしたのである⁽¹⁾。ここでは合併運動が会計原則・基準に作用したことが指摘されているのであるが，それではまず合併運動はどのような特徴を有すると考えられているのであろうか。

アメリカの産業社会は1880年代以降，継続的に集中化の過程を進んで今日に至っている。その中で際立った時期は1895年から1903年，1919年から1930年，そして1948年から1969年である。第一期の合併運動は水平的な結合，即ち，鉄，タバコ，ニッケルのような合併で資本主義の過熱が特徴である。第二期の合併運動は水平的，重直的結合で，持株会社や投資信託会社が充分活用されたが，ここでは会計上，連結財務諸表の公表に失敗したのが一つの重要な問題を露呈した。第三期の合併運動特に，1960年から69年までは，第一期，第二期のそれと比べると，新しい制度上の設定において著しく異なる。即ち，そこではビジネス・コンビネーション会計技法のうち持分プーリング会計技法がとくに採用され，それが中心となって推進されたのである⁽²⁾。

合衆国における産業の集中化は繁栄と相応している。繁栄は楽天主義を呼

ぶ。楽天主義は投機を生む。投機は人間の賭博本能を満足させる考案物を要求する。そしてこれまで、金融セクターはそれら考案物を提供するのに決して失敗しない。各々の期の合併運動はそれぞれ特徴をもっているが、全体的にいえることは、巨額な資本利得 (capital gains) の獲得可能性を保障することにより、合併運動に投資家を誘い込む財務的方法の適用性を可能ならしめた事柄である。

前2つの合併運動と比較して第三期の合併運動の特徴は次の通りである。まず第1にそれは、コングロマリット合併形態で推進されたことであり、このコングロマリット合併運動は桁はずれの水準で、資本の集中化を生来したことである。

また第2にそれは、一方では、財務報告の統制機関としてSECが存在し、また、他方では、国民経済にとって重大な影響を及ぼす投機的な活動を指向したコングロマリットマニヤ=企業経営者が存在したことを挙げることができる。第3には、AICPAとSECとの間の協力関係が一定の会計技法の乱用を阻止する場合に障害にさえなったという事実、会計制度運営上、会計技法の乱用に対するその統制の緩慢さが一層の産業集中化に寄与し、またその後69年末から70年中葉までの間の景気後退にも作用したということである。第4には、この中において特に、ビジネス・コンビネーションのための会計技法、即ち、パーチェス法と持分プーリング法の利用、その利用をめぐる論争が会計専門家を中心に生じ、その混乱がAPBの崩壊、換言すると会計原則設定主体の転換に作用したということである。この事柄は20年代から後、アメリカ合衆国で最も信頼しえないしかし最も繁栄した証券市場での投機活動を許容する結果と相応するのである。チャトフは、この点について次のように述べている。

ビジネス・コンビネーション会計技法とその運用過程の特徴は、合併運動という一つの社会的、経済的、政治的環境下で説明しなければならない。前述したように、第三期の合併運動において集中化の最も激しい時期は65年—69年であった。集中化の過程が進行するにつれ、巨大企業は他の企業の取得

に積極的となり、合併取引を一つの日常業務までにしたのである⁽⁴⁾。

連邦通商委員会の資料によれば、55年には1,000万ドル以上の資産価値を有する67の企業が吸収合併され、約21億ドル以上の資産が結合され、戦後の合併運動において一つの頂上に達した。61年には、合併取引は再び、20億ドルの水準を超え、65—66年には30億ドルへ上昇し、67年には一挙に82億ドルへと爆発し、68年には125億ドルに達し、69年に至って109億ドルと次第に下降する。そして71年頃までにコングロマリット形態の合併運動はほぼ終了するのである⁽⁵⁾。チャトフは次のように論評している。

全体として眺めると60年代の合併運動は、その期間中に打立てられた継続的な企業活動の一つであり、その期末にはクライマックスに達し、その後急速に落ちる。この間、SECは沈黙し続け、APBは混乱する。さらに、連邦通商委員会と司法省はそれが過ぎ去るまで手を打たなかった。その後、両機関は反トラスト法の下でその司法権を有していたが故に、調査を実施し、合併が先例のない水準で行われたことを明らかにした。それでは何故に連邦通商委員会と司法省は活動しなかったのか。その答えは、反トラスト法の難解さ、政策の不透明な部面に横たわっている⁽⁶⁾。

20—30年代初期に最高裁によって確立されたクレイトン法第7項 (Clayton Act, Section 7) の抜け道は、19—30年の産業集中化を増大せしめた。50年の第7項の改正 (Celler—Kefauver) は50年代後半、60年代初期の最高裁判決と同様、水平的並びに垂直的合併を閉め出したがまたそのこと故に、コングロマリット形態が合併を指向する企業の注目するところとなったのである。連邦通商委員会の資料によれば、61年から70年の間の合併のうち、およそ77%がコングロマリット形態であったと評価されている⁽⁷⁾。

50年代後期まで、クレイトン・反トラスト法第7項はコングロマリット形態の合併には関与できないという見解が一般的であった。その判定には関連市場が合併によって実質的に競争の減退を引き起している証明が必要であった。合併企業が商取引に直接関係しないのであれば、実質的な競争の減退は生起しない。それ故に、関与できないという見解がとられたのである。

チャトフは次のように述べている。

実質的には市場占有力を十分に有する企業のコングロマリット形態での取得活動は新市場へ介入する。しかし、「コングロマリット合併はクレイトン法第7項では取締ることができない」というターナーの所見(Donald F. Turner, 法学者でジョンソン政権下の司法省、反トラスト局局長。)は、コングロマリット合併運動の展開にとって決定的であることを証明した。この所見は増大化の一途を辿る投機活動や産業の集中化の過程にあって、反トラスト局の最高責任者として、それに対処し得ないことを意味していたからである。67年に至って始めて、ターナーはコングロマリット合併運動に対する彼自身の立場を翻した。そして何等かの行動をとる必要性を認めたのである⁽⁸⁾。

その後、マクラーレン(Richard W. McLaren, ニクソン政権下の反トラスト局局長に就任)がコングロマリット合併形態に対する司法省の公式的立場を表明する。彼はクレイトン法第7項がコングロマリット合併形態にも適用しようと解釈したのである。チャトフはこの点について、つぎのように述べている。

マクラーレンの反トラスト行為に対する見解はコングロマリット合併熱を醒まさせるかのように見えた。しかしながら、真の火消人は69年頃から次第に弱体化していった事業環境にあり、70年の景気後退であった。結局、コングロマリット合併にクレイトン法第7項の適用が可能とするマクラーレンの見解は最高裁でテストされぬまま終結した⁽⁹⁾。

このように、60年代はコングロマリット形態を通じて、鉦工業間の結合は確実に増大し、それは拘束力のない会社権力の集中化をもたらし、社会的警鐘の源となった。先例のない規模での合併運動によって、比較的少数の企業に会社支配、意思決定権が集中化し、集結されたのである。68年末までに、200社の巨大企業が製造業の総資産の60%以上を所有し、支配した。それは41年の1,000の巨大企業が所有し、支配した割合とほぼ同程度であった。

このようにして60年代の合併運動は引き起り、それに対応する反トラスト

法が充当できなかつたことを掲げた。その他に次の要素が作用したのである。それは、第1に一定の会計技法の採用である。

ビジネス・コンビネーション会計の持分プーリング法が、コングロマリット合併運動に使用された主要な用具であった。持分プーリング法は取得会社によって「即時的一株あたり利益」を創り出すために利用されたのである。取得会社は被取得会社の帳簿上、過小評価されている資産を合併時の価格として記録することができた。もし、次期以降に帳簿金額よりも一層高い価格（時価）で売却すれば、その差額が利益として計上される。しかし、これは幻想上の事柄である。なぜならば、取得会社は当該資産に対して恐らく市場価値以上を支払って企業を購入（合併）しているからである。

持分プーリング法の乱用の第2の方法は、両会社の留保利益額を加算し、それに対して、発行株式数を両会社の株式数よりも減じる。そのことによって算術的には合併会社の「一株あたり利益」成長をはかる。証券市場は継続的に利益成長を表明する企業を評価する。「成長株式」の資本還元評価の期待が株価利益比率（price—earnings ratio）の関係を創り出し、その事柄が数多くの企業の貪欲な独占化へ向かって合併への途を進むことを促進した。

稼得利益の20～30倍に基づく株式市場での評価を与えられて比較的の小規模な企業は、取得会社の株式ないしは負債証券との交換取引を通して、取得会社のための一層大きな経済的基礎を提供した。取得会社は一層大きな稼得のための基礎（資本）を獲得した、被取得会社は放棄した株式よりも一層高い市場価値が付与される受領額を通して便益を享受したのである⁽¹⁰⁾。

合併活動による継続的成長は生産・販売市場から全く離れた一つの投機的基礎を提供したのである。一度合併取引を行うと企業は、さらに一層その合併を支えるために、継続的に高い水準の株価・利益比率を維持しようとする。したがって、株式価値が減退する企業は取得を予定している企業に対し、もはや取引上の優位性を提供する地位にはいない。それ故に69—70年の証券市場の低落は持分プーリング法による合併処理を鎮静するのに働いたのである⁽¹¹⁾。

第2に当時の租税構造の誘因が掲げられる。

54年の内国蔵入法 (Internal Revenue Code of 1954) 368(a)(1)の下では、株式会社は各種の方途で再組織化することが認められている。「再組織」(Reorganization)は税法上では広い意味をもち、会社の取得や結合を含んでいる。株式と株式の交換、資産と株式の交換で再組織化が遂行される場合には、課税されない特典があった⁽¹²⁾。即ち、コングロマリット合併形態での合併処理特に、持分プーリング合併処理は無税 (tax free) であったのである。また、金庫株の販売に対しても資本利得税 (capital gains tax) を支払わずに済ませることができた。課税免除の取扱いが合併の85%にまで広がった。この課税免除規定は1921年に臨時的措置として制度化され、それ以来変更されなかった。したがって、60年代にコングロマリット企業は投資家に対して特殊な動機づけを付与する課税免除合併を遂行する機会をつかんだ。また、この税法上の特典に基づき株式と負債証券との交換によって投機的な取得活動の一つが行われた。即ち、取得企業の交換による資本利得の計上は、その取引に即時的利潤 (immediate profit) は含まれないという理由から数年間繰延べることができた。被取得企業の株式との交換で発行した負債証券の支払利息は費用として収益控除でき、その部分に見合う稼得利益額や租税額の減少計上をすることができたのである。

課税免除措置下の負債証券並びに株式交換取引は68年までに完了した巨大合併のうち、約20%を占めると評価されている。資本利得計上の繰延と関連する課税免除規定は69年の税法改正まで続く。またこの他に、税務上、損失の繰延及びABC取引が租税回避目的から合併を促進するために利用された。

要するに、60年代の合併運動は連邦租税構造上の幾らかの局面が、司法省や連邦通商委員会による産業集中化を引起した投機的活動を阻止するのに、その法的措置を迅速に取るのに失敗したのと同じ意味で作用したのである。ビジネス・コンビネーション会計、特に持分プーリング会計技法それ自体の適用可能性は60年代のコングロマリット合併だけに応じたものではないが、第三期の合併運動が持分プーリング法やパーチェス法という会計技法なしで

行いえたかどうかは疑わしい。

- 注(1) R. Chatov; Corporate Financial Reporting. 1975. p. 199.
- (2) R. Chatov; Ibid. pp. 199-200.
- (3) 財務的方策としてたとえば、転換権付優先株、負債証券(転換社債、ノート、劣後社債等)等の財務レバレッジを掲げることができる。
- (4) R. Chatov; Ibid. pp. 200-201。本来三つの合併運動を比較するのは困難である。測定基準が同一ではないからである。しかし、連邦通商委員会報告はコングロメリット合併期を次のように述べている。会社数に基づいて測定すると、重要性においてもまた取得した製造企業の資産総額においてもそれ以前の運動をはるかに超える。Federal Trade Commission, Economic Report on Corporate Mergers, 1969。
- (5) R. Chatov; Ibid. p. 200.
- (6) R. Chatov; Ibid. p. 202.
- (7) 1914年にクレイトン法(Clyton Act)は制定される。同時に連邦通商委員会も設立される。特に持株会社に対する新しい制限を作ったが、競争企業の合同による結合の場合の規定は設けられなかった。26—34年の間の一連の裁判過程で最高裁はクレイトン法第7項をほとんど全く骨抜きにってしまったとチャトフは述べている。また60年代に司法省による29の重電機メーカーに対する告訴についての事例研究が会計専門誌に掲載されている。R.W. Schattke; Financial Reporting of Antitrust Action, Accounting Review. pp. 805-811.
- (8) R. Chatov; Ibid. p. 204.
- (9) R. Chatov; Ibid. p. 204.
- (10) R. Chatov; Ibid. pp. 207-208。「一株あたりの利益」についてはAPB意見書第15号、日本公認会計士協会、国際委員会訳;「AICPA会計原則審議会意見書」、215-277頁参照。企業結合会計方法については同意見書第16号、邦訳;前掲書、278-327頁参照。
- (11) この他に一株あたり利益成長に寄与した会計手続として、(1)研究開発費勘定の取扱の変更、(2)異常項目と正常営業利益との区別を不明瞭にした。(3)長期賃貸借契約を業務上の利益として記録、(4)取得資産やグッドウィルの減価償却や減耗償却の過小計上、(5)財務的レバレッジの効果をF.T.C資料は掲げている。
- (12) S.R. Sapienza, "Business Combinations-A Case Study." Accounting Review. January 1963. pp. 93-94.

三 会計技法の運用

本来、持分プーリング法はそれ以前に開発されたパーチェス法の乱用を是

ビジネスコンビネーション会計(加藤)

正するために考案されたものであり、したがってそれは、ビジネス・コンビネーション会計の他の一つの代替的方法を提供したのである。そこでまず、パーチェス法の若干の特徴から述べることにする。

その本来の意味は、合併企業は現金ないし証券(株式や負債証券)で被合併企業の資産ないしは株式を購入するところにある⁽¹⁾。被合併会社の資産はほとんど常に、歴史的な原価で記録されているから、合併時におけるそれら資産の公正な市場価値は被合併企業の帳簿金額よりも大きくなる。その差額は支払対価が被合併企業の所有資産の公正な市場価値よりも大きい。しかし、いまだに支払金額と再評価される資産価値との間には幾らかの差額が生ずる。その差額は無形資産として計上されグッドウィルと呼ばれる。したがって、支払金額が資産の入帳価額を超えれば超える程、計上されるグッドウィルもかなりの金額になる。計上されたグッドウィル勘定を消去する方法としては第1に、留保利益をもって填補する方法である。借方勘定は企業全体の資産価値の減少となり、貸方勘定は株主持分の減少を生来する。第2の方法は数年間にわたって償却する方法である。この場合、償却額だけ少ない利益額が計上され、その金額に相当する一株あたり利益額の過小表示が起る。したがって、年々、一株あたり利益数値の増大をもって、会社の成長指標とする証券市場対策として、この会計方策は致命的となる。この結果、この点を回避しうるビジネス・コンビネーション会計技法に注目が集中する。この点についてチャトフはつぎのように述べている。

もっとも、60年代までは制度上、グッドウィルを償却する必要は限らずもなかった。したがって、巨額のグッドウィル勘定の計上は企業にとって当惑の種ではあったが、必ずしも恐れるところのものではなかった⁽²⁾。

現金による資産購入取引は合併企業の帳簿の借方側のみ(その後のグッドウィルの償却を除く)に影響する。パーチェス法の一層典型的な場合は株式による資産購入取引である。即ち、現金ではなく株式をその対価とするのである。この取引において合併企業は被合併企業の資産に対して公正な価値評価を超える価値評価を付与するのに制約されることはなかった。合併企業は望まれ

た金額に見合う株式を付与することができ、その交換株式の市場価値に見合う金額（測定対価）で購入資産を記録することができ、それは通常、合併企業の資産の帳簿価額ないしはその公正な市場価値（或いはその両者）を超えて計上されたのである。チャトフはこの点について次のように述べている。

この会計処理はまた、被合併企業の資産に一種の幻想的な姿を与えることになり、借入れによる資金調達を確保し、また、投資家を引きつけ、損益計算書よりも貸借対照表を強調する雰囲気の中で、その証券市場価格を高めるのに重要であった⁽³⁾。

SECはこのような会計処理による資産の過大計上をもたらすのに、パーチェス法が乱用される可能性あるが故に、パーチェス法に注目を払ったのである。SECにとっては、パーチェス法による資産の再評価が問題であった。たとえ株式間の交換取引で合併が成立したと主張されても、このような場合の資産の再評価問題は特に、インフレーションが激しい期間に鋭い問題となったのである。パーチェス法の合理性は被結合資産が新しい会計実体の取得を意味し、その場合、会計帳簿は公正な市場価値を付した対価を反映すべきであるという事柄にあるが、上記の事由故に、SECは再評価による資産の過大計上をもたらすパーチェス法に余り賛意を表さなかったのである⁽⁴⁾。

もう一つの会計技法である持分プーリング法は40年代中葉までにポピュラーになった⁽⁵⁾。そして50年9月には、CAPから会計研究公報第40号が公表される。そこでは持分プーリング会計技法を採用するために、4つの判定規準が示される。その判定規準は、(1)所有持分権の継続性、(2)構成会社の相対的規模の大小、(3)経営者（および経営支配権）の継続性、(4)構成会社間の業種の類似性および補完性である⁽⁶⁾。この規準は53年の同第43号に受け継がれ、さらに、57年1月には同48号が公表されるが、法的手続を強調し、経済的諸側面を軽視する傾向があったこと、および、企業が多様化に向けて発展していることを勘案して若干修正され、第4の尺度を落したのである⁽⁷⁾。

ここで注意すべき事柄は、これら判定基準はいずれか一つによっては決定

的ではないということである。たとえば、他の規準に合致している場合に、規模が小さく、また被結合持分が5%~10%であっても、第3の基準に適合している場合には、持分プーリング法の採用によって一向にその障害とはならなかったのである⁽⁸⁾。

59年—61年の間は、SECは持分プーリング法の利用に対して特に、その投機的性質に対して何ら警告を発することはなかったし、また、会計誌上でも特に論評する論文は掲載されることはなかったのである。61年頃から企業合併に持分プーリング法が広く利用されるようになりまた、この技法が一株あたりの利益を増大させる能力を有することが認められるようになる。サピエンザ(S.R. Sapienza)はつぎのように述べている。

会計研究公報第48号の判定規準は実務上、実際には、自由に解釈されている。57年以來、この判定規準は緩和されてきており、したがってこの時点で再度、明確にする必要がある⁽⁹⁾。

また新聞紙上でも利益計上に対する持分プーリング技法の効果が掲載されるようになり、また、法律家もこの会計技法に関心を持ち出す⁽¹⁰⁾。

要するに、パーチェス法に対する持分プーリング法の優位性は明らかとなり、会計研究公報第48号の判定規準はほとんど適合しなくなり、持分プーリング技法の採用は実質上、経営上の自由選択の問題となったのである。この点に関してジャーニック(H.R. Jaenicke)はつぎのように述べている。

経営者がプーリング法を選択した場合、たとえその所有関係が実質的に変化したとしても、職業会計士は持分プーリング手続を正当視できるのである。なぜならば、会計研究公報第48号で提示された判定規準のうち、その一つが決定的な事柄ではないからである。また、企業結合の際の会計技法の選択は望ましい財務結果が得られるかどうかによって依存する。会計手続はその場合、一つの「独立した変数」に過ぎないのである。理論的にいっても、パーチェス法に較べてプーリング法の方が好ましい財務結果へと導く。つまり、プーリング法はパーチェス法にとって固有な帳簿価額を超える巨額の要償却原価の計上を回避できる点に優位さがあると認められるからである⁽¹¹⁾。

また、サピエンザは、プーリング法が合併を押し進めるのに活力ある効力をもつと指摘し、上場会社の実態調査から、合併の際にこの技法の採用が増加傾向にあることを証明している。そして彼はこの時期をプーリング教義が形成された時期と呼んでいる⁽¹²⁾。

この頃からこの会計技法の批判が特に、AICPA 内部からる。

まず63年には AICPA の会計調査研究部から ARS No. 5 が公表され、合併の際取得した資産の価値は付与した対価あるいは受領した資産価値を基礎とした公正な価値を付すべきであり、その公正価値の帳簿価額超過金額はグッドウィル並びに適切な有形資産に帰属させるべきであると主張され、合併処理をパーチェス法で行うことを推奨し、持分プーリング法の排除を勧告したのである⁽¹³⁾。しかしながら、この勧告も APB の意見書、即ち AICPA の公式見解としては認められなかったのである。

60年代中葉には、取得や合併は日常の出来事となり、それは巨大企業の努力目標の一つとなった。プーリング法は株主の投資価値を最大限にするためにフルに利用されたのである。この間、ワイアット (A.R. Wyatt) は APB の対応の遅れを批判し、会計研究公報第48号に規定されている規準が遵守されていないことを指摘し続けたのである。

合併運動が経済法則に規定されて引起っていることは事実であるが、クレイトン法第7項の解釈、税法上の取扱い、会計技法、特に制度として確立された会計研究会公報第48号の判定規準等が、規範としてそれに如何に作用したかが問題となりまた、規範としての制度の在り方ないしはその運用上の問題が引起されたのである。スパチェック (L. Spacek) は「会計のカオス」をもたらしたと表現している⁽¹⁴⁾。また、エイゲン (M. Eigen) はつぎのように述べている。

交換手段として株式を利用することがコンビネーションのタイプを複雑にしていること、そして、インフレ効果と結びついた証券市場ブームは、資産の帳簿価値をはるかに超えている点まで市場価値を増大せしめていること。ビジネス・コンビネーションは多種の法的規定をもつが、会計処理上ではパ

パーチェス法か持分プーリング法のどちらかであること。そして、メイ (G.O. May) やワイアットの見解の通り、総ての企業結合取引は同程度の規模の場合を除いて、パーチェス取引として記録すべきである。なぜならばプーリング技法はグッドウィルの取扱いに対する反作用として起ったこと。また、会計研究公報第48号の判定規準は不十分であり、その規準は不適切ばかりではなく実務上では無視されていることを掲げている。そして最後に、計上されたグッドウィルは留保利益で填補すべき実務を勧告したのである⁽¹⁵⁾。

このように合併運動が進行するにつれて、会計技法に関する論争は頂点に達する。チャトフは次のように評している。

財務社会や議会の人達から一定の行為を取るべきであるという要請が増大したにも拘らず、SECは手で相手を押しのけるような方針 (hand-off policy) を維持し続けたのである。SECはプーリング・パーチェス論争に取り組むよりもむしろ、コングロマリット企業の開示を要請する方針をとり続けた。公式上、SECは68年に至ってようやく、会計技法論争に注目し始め、コングロマリット企業は一株あたりの利益を増大すべきであるとする投資家の要請に応じすぎていると指摘したのである。主任会計士であるバー (A. Barr) はこの問題に関し、AICPAの不甲斐なさに遺憾の意を表明し、会計技法適用上の規準を根底まで侵食されている事実に関して、注意深く再検討すべき必要性を主張した⁽¹⁶⁾。

60年代後半の取扱いは会計の乱用とそれらについてのSECの掛わり合いに集中する。67年にはまず、ブリロフ (A.J. Brillhoff) がプーリング会計技法の乱用に関する攻撃的な論文を発表する。この論文の中で、ビジネス・コンビネーション問題の全体が解明されるまで、パーチェス法の代替的方法としてプーリング会計技法の採用を認め続けているAPBの方針に対して批判したのである⁽¹⁷⁾。この段階に至って、パーチェス・プーリング論争は厳しい状況になる。AICPAがプーリングの使用を引続いて支持した、それをSECが黙認するにつれて、論争はその領域を拡大してゆくのである。

68年にはARS. No.10が公表される。そこではビジネス・コンビネーション

ンの大部分はパーチェス取引であり、したがってパーチェス法で処理すべきである、また取引で支払った全体価値（測定対価）で計上されるべきであり、付与した対価と取得した純財産の公正価値との差額をグッドウイルとして計上すべきであると主張されたのである⁽¹⁸⁾。

この調査研究書も同第5号と同運命を辿った。APBは意見書として採用しなかったのである。以上のように、68年までに持分プーリング法採用の判定規準が実質的に蝕ばまれたのは疑いない事柄である。新しい定義、新しい指針の形成が求められ、AICPAはその努力を一方で行い、前記のARS.No.5とNo.10を発行した。しかし、それらの考えはGAAPには取り入れられるには至らない。この間、コングロマリット企業は生産活動を通して利益の成長をはかるよりも、その方向を外部的な取得活動に求め続けたのである。取得を止めれば途端に一株あたりの利益は減る。したがって、その終りの方で参加した株主はその大きな影響を蒙むことになる⁽¹⁹⁾。この頃に至るとコングロマリット合併運動が次第に世論の関心を集めるところとなり、68年には連邦通商委員会がコングロマリット合併問題を調査する要請を受け入れ、69年には上院での公聴会が開催され、8月に連邦通商委員会は反トラスト・反独占に関する小委員会へ調査報告書を提出することになる。この報告書の中で、コングロマリット合併運動の再検討が必要であるとし、会計技法の乱用、税法上の合併誘因を確認し、プーリング技法は排除されるべきことが勧告されるのである。

68—70年の間に、APBはようやくビジネス・コンビネーション会計の問題に取り掛る。70年2月にはAPBは、最終的に、ビジネス・コンビネーション公開草案を配布する。この中で持分プーリング法採用のための判定規準として3対1の構成会社の相対的規模テストが提案される。（これは45年時の基準と同じ内容のものであった。）

この公開草案の中で提案された判定規準に対してただちに攻撃が行われ、大がかりな署名運動が企業サイドから特に、財務担当経営者協会によって組織化され、APBには提案したルールに反対する手紙で一杯になる。6月に

は APB はその判定規準を 9 対 1 に修正する。 3 対 1 の規準に基づけば、数多くの企業がプーリングよりもパーチェス法で会計処理をしなければならない。しかし、この判定規準にさえ企業の圧力は継続する。そして最終的にはこの規模テストを排除し、8 月に APB は意見書第 16 号「企業結合」、(委員会メンバーの賛否 12 対 6)、第 17 号「無形資産」(委員会メンバーの賛否 13 対 5) を公表することになる。また、このことは、企業財務の観点からパーチェス法よりも持分プーリング法の方がすぐれていることの証明にもなったのである。

このようにして、ビジネス・コンピネーション会計論争は一応の結着を迎えることになる。そしてまたこのことによつて、会計研究公報第 48 号は GAAP の座から降りることになる。

以上のような経緯をへて、60 年代の合併運動及びそれに対応する会計技法＝会計規範の運用過程の特色が結局、設定主体としての SEC と AICPA の弱点を露呈することになる。即ち、持分プーリング法容認の判定規準の設定、その運用過程において、会計専門家からの痛烈な批判にも拘らず、結局、企業セクターや金融セクター(特に財務担当経営者協会を通じて)によつて全く骨抜きにされてしまうのである。ここに至つて 70 年代に会計の統制方式が問題とされる一つの主要な要因があつたと考えられる。

注(1) 「パーチェス」(purchase)と同義語として、「取得」(aquisition)が使用される場合がある。R.F. Salmonson; Reporting Earnings After An Acquisition. Journal of Accountancy March 1964. p. 51.

(2) R. Chatov; Ibid. p. 213.

(3) R. Chatov; Ibid. p. 214.

(4) A.R. Wyatt; Accounting for Business Combinations. ARS No.5. AICPA. pp. 71-80.

(5) 1945年のCAP報告の中で“pooling of interest”という用語を初めて使用したとバー(A. Barr)は述べている。A. Barr; Accounting Aspects of Business Combination, Accounting Review. April 1959. p. 177. また当初の45年では結合される企業の規模の大小は資産構成が1:5, 株主持分が1:3以下である場合に

持分プーリング法の利用が許容された。W.M. Black; Certain Phases of Merger Accounting, Journal of Accountancy. March 1947. p. 214.

- (6) 第40号はCAPの全員一致で採択される。しかし、資産の評価替及び留保利益の修正問題が残され、この問題は会計研究公報第43号第7章(c)に引継がれる。SECは持分プーリング会計技法は適切であり、資産の評価替(write-up)は行うべきでないと結論する。A. Barr; Ibid. p. 178.
- (7) また、一般の読者が公表される資料からプーリングのための全ての規準に合致しているかどうかを決定することは容易に出来ることではない。それらはSECの会計スタッフと登録会社の代表者と公認会計士の間の論議の問題であるとしている。A. Barr; Ibid. p. 180.
- (8) A. Barr; Ibid. p. 179.
- (9) S.R. Sapienza; Distinguishing Between Purchase and Pooling, Journal of Accountancy. June. 1961. p. 40.
- (10) R. Chatov; Ibid, p. 216.
- (11) H.R. Jaenicke; Ownership Continuity and ARB No.48, Journal of Accountancy, December, 1962, p. 63.
- (12) S.R. Sapienza; Pooling Theory and Practice in Business Combinations, Accounting Review, April, 1962, p. 278.
- (13) A. R. Wyatt; A Critical Study of Accounting for Business Combinations ARS No.5.
- (14) L. Spacek; The Treatment of Goodwill in the Corporate Balance Sheet. Journal of Accountancy, February 1964. p. 38.
- (15) M. Eigen; Is Pooling Really Necessary? Accounting Review, July 1965. p. 536.
- (16) R. Chatov, Ibid. pp. 218-219.
- (17) A.J. Briloff; Dirty Pooling, Accounting Review. July 1967. pp. 489-496.
- (18) G.R. Cattet and N.O. Olsen; Accounting for Goodwill. ARS No.10. AI CPA. 1968.
- (19) G. Burch; The Merger Movement Rides High, Fortune 79. February 1969. pp. 78-82.

四 APBの展開過程——おわりにかえて

APBに対する批判はその頭初においては前述の通り、AICPA内部からはじめ引起り、そしてその後の過程で外部の人達、たとえば財務分析家、証券分析家、弁護士、議会等の人達まで広がってゆく、71年にはウィート委員

会、トラブールド委員会が設置され APB の活動、地位等々が検討されその結果として、72-73年に APB から FASB へ設定主体の移行が起る。その際に APB に向けられた批判はチャトフによれば、およそつぎの通りである。第1に、包括的な会計原則体系を形成する努力に欠如していること。第2に、メンバーのパートタイムによる従事。第3に、会計問題に対する ad hoc approach の採用。第4に、SEC との緊密性の欠如。第5に、限られた展望しかもたない会計実務家による支配—この結果は限られた結論へ導く。第6に、企業セクター主に財務担当経営者協会を通しての APB 攻撃が生じたこと。特にこの点については、企業セクターが会計や財務報告の展開に直接大きな役割を演じることを熱望するようになったことを意味し、それが FASB へ引き継がれ、その特色の一つをなしていると考えられる。

APB が設置された当初、それ以前の CAP によって公表された GAAP—会計研究公報—が常に健全であるとは限らないとし、代替的会計実務の多様性、その縮減の必要性、そのための包括的な会計公準・原則体系の形成努力、これらを通して財務報告の改善問題の解決を企図し、APB が会計原則・基準の展開にその指導性を発揮することが期待されたのである。この点に関してカットレット (G.R. Cattlet) はつぎのように述べている。

常に GAAP が健全であるとは限らない。またそれが常に、公正な財政状態の表示をもたらすとは限らない。GAAP を形成する際「一般的承認」(general acceptance) のテストが会計の展開を妨げてきた場合もありまた、役立ってきた場合もある。会計実務は多様化しているのであり、APB が財務報告の改善にあたり、会計方法の縮減をはかってその統一性を与えることが期待されるのである⁽¹⁾。

会計原則設定主体もまた当初問題であった。アンソニー (R.N. Anthoy) はつぎのように述べている。

会計原則の設定主体として APB が失敗すれば、大部分 SEC が取って替るだろう。それは会計原則の展開にとって不幸な事柄となる。なぜなら、SEC が形成した会計規定は自生的な原則ではなく、強権的な原則になるから

である。それは進歩を凍らせ、無意味にするからである。したがって、会計原則を誰れが形成するかという設定主体の問題は重要な事柄である⁽²⁾。

この会計原則設定主体の問題について、アンソニーの見解を支持して、ブリロフはつぎのように述べている。

会計士の独立性が問題である。また、多様な代替的会計実務の存在が問題である。これらを解決するには普遍的な会計原則を研究することが必要であり、理論研究のための新接近法 (new approach) を協会内で確立することが必要である。その場合、大学の研究者が中心となって推進すべきである⁽³⁾。

以上のような事柄を受けて APB は活動し続けたが、ARS No. 1 と No. 3 についてはすでに述べた経緯を踏む。また、63年のビジネス・コンビネーションに関する調査研究書もこの方針の延長線に沿って公刊されたのである。

64年10月2日の会合で AICPA 評議会は APB の意見書 (CAP から発行された有効な会計研究公報も含む。) からの離脱を財務諸表の脚注か、監査報告書のどちらかに表示すべき見解を満場一致で採択する。APB の権威が強化されたと同時に、他方ではその後の会計技法の統一化方向から弾力的經理の容認とディスクロージャーの拡大方向へと次第に転換する足掛りを与えることになったのである⁽⁴⁾。

ビジネス・コンビネーション会計についてのウィアットの批判にも拘らず、APB はこの段階では意見表明をしない。APB は「無形資産」についての調査研究を待つて意見を述べる意向を示したのである。この結果、APB は70年になってようやく公式見解を表明するのである。

このプーリング・パーチェス論争について、APB の結論を先へ先へと引き延ばすような対応の仕方は真に重要な財務報告問題の解決に、その信頼しうる組織としてのイメージをダウンせしめた。したがって、APB は再度、有効に働くために再組織化が企てられるか、他の有効な組織を新たに形成するか、SEC が直接、指導的役割を演ずるかが検討されなければならなかった。68年までに APB に対する不満はその批判的局面に達する。68年—71年までの4年間、会計実務の改善を促進する主体としての APB やその意見書に対

して論争や批判が生起する。チャトフはつぎのように述べている。

68年に AICPA は財務社会の他の専門職業団体と APB に関する論争について協議せざるを得なくなる。それは後に至って、Seaview Symposium として知られるところとなる。AICPA の他、財務担当経営者協会、財務分析家連盟 (Financial Analysts Federation)、ロバート・モーリス協会 (Robert Morris Associates) の代表者が集まり、会計問題については財務諸表の比較可能性と弾力性とが取上げられ、APB の在り方や会計調査研究の進め方等について論議した。ここではしかし、APB が会計原則を設定する主体として適切であることが確認されまた、会計目的に関するステートメントを発行することが要請されたのである⁽⁵⁾。

翌年69年にはコングロマリット合併運動に関し、議会で公聴会が開催される。連邦通商委員会が「Report on Economic Concentration」を発行する。SEC 委員長ブッジ (H.H. Budge) が財界誌で計上利益の会計操作性を指摘、職業会計士への圧力の増大として運ばれてゆく。この間、APB の弁護論としてシドニィ (D. Sidney)、ヒックス (E.L. Hicks)、ホルングレン (Horngren)、ゲーボス (D.L. Gerboth) の見解等が発表されるが、むしろ批判は日常的な出来事になってゆくのである。ゾンマーはつぎのように述べている。

会計の専門領域外の人達にとって、APB の緩慢さは問題であった。即ち、問題の発生と APB の対応の遅れが問題であった。調査研究は行われたが、引き延ばされた意見書の公表によって会計問題は混乱した。それは63年の ARS No. 5 と70年10月の ARS No.10 とに対する APB の対応で明らかである。この間、周知の通り数十億ドルに及ぶ経済取引が不適切に会計処理された⁽⁶⁾。ゾンマーが述べるように、会計処理が不適切であったか否かは問題である。何故なら、APB は72年の意見書においてその会計処理法を制度上容認したからである。しかし問題の発生から解決—意見書の表明—までかなりの時間が経過したのは事実である。この事柄は一体何を意味しているのだろうか。30年代で形成された会計の統制方式、自生的で間接的なそれは会計

実務の尊重であり、「社会的合意」のメルクマールによって GAAP を形成してきた。それが民主的運営と一致していると考えられてきたのである。この時の経過はいわゆるこの間、各種の提案や論争があったが社会的合意に達するまでには至らなかったことを意味するのであろうか。たとえそうだとし、この間、巨大企業は増々巨大になり一合併による資本の集中化を通して、多国籍企業、世界企業までになった一会社支配の集権化が進行し、その意思決定の影響力ははかり知れないほど大きなものになった。パーチェス法・持分プーリング法はそれ自体は一つの会計技法として普遍的な性質をもっている。しかし、この技法が一定の過程をへて技術規範として、制度として確立され、一定の社会的・経済的・政治的環境下で具体的な実務に使用されると、実質的に多大な影響を及ぼす。合併運動そのものは経済法則に規定された経済現象であるが、その契機をなし助長したものが前述の制度的設定—反トラスト法、租税構造、会計技法等—であり、その実質的な運営をはかる組織部門—司法省、連邦通商委員会、内国蔵入局、証券取引委員会、会計原則審議会等—である。60年代のコングロマリット合併運動はこれら制度並びに組織的運営の結果、展開したのである。

72—73年には APB から FASB へと会計原則・基準設定主体は移行した。この移行の基本的な起動因は60年代のコングロマリット形態の合併運動、それと関連して生じた諸々の会計問題であり、その会計問題の解決に対する APB の対応の遅れ、機能マヒ、その結果として生じたアプローチ等に関する批判の増大にあったと考えられないであろうか。いずれにしろ、会計問題をすみやかに解決しうるような機構の設置、運営が必要である。そのためにはストウレイ (R.K. Storey) が述べるように、会計原則・基準の展開においては、会計公準・原則等会計の基本的な概念的枠組を形成するための理論研究と個々の特殊問題を研究する経験的研究とをすみやかに遂行することが必要であり、総合的な観点から両者が十分に調整されることによって、社会的コンセンサスを得ることが望まれるのではないであろうか。現在活躍中の FASB にしても、この点への配慮に成功するか否かが一つの鍵となるので

はないであろうか⁽⁷⁾。

- 注(1) G.R. Catlett; Relation of Acceptance to Accounting Principles, Journal of Accountancy. March 1960. p. 38.
- (2) R. Chatov, Ibid. pp. 223-224.
- (3) A.J. Briloff; "Need" A Revolution in the Determination and Application of Accounting Principles. Accounting Review. January. 1964. pp. 12-15.
- (4) Special Bulletin—Disclosure of Departures from Opinions of Accounting Principles Board. AICPA. 1964.
- (5) R. Chatov, Ibid. p. 226.
- (6) A.A. Jr. Sommer; Survey of Accounting Developments in the '60's. What's Ahead in the '70's. The Business Lawyer. November. 1970. p. 211.
- (7) R.K. Storey; "Accounting Principles: AAA and AICPA" Journal of Accountancy. June. 1964. pp. 47-55.